

NPO日本消化器がん検診制度管理評価機構

平成25年度春期理事会議事録

1. 日時：平成25年4月20日(土曜日) 12:00～12:50
2. 場所：グランシップ静岡10階会議室
3. 出席者数：理事総数71名中53名参加、そのうち会議出席22名、書面表決31名

会議出席者22名、議決権行使書による表決者31名であることから、本理事会における審議は成立することが事務局水谷勝理事より宣言された。次いで、定款第34条に従えば本理事会の議長には細井董三理事長となるが、欠席のため、馬場保昌理事が指名された。また、議事録署名人には剛崎寛徳理事、岡田義和理事が推挙され全会一致で承認された。引き続き馬場議長が開会を宣言した。

本議事録には、議事の進行にそって第1号議案(審議案件)と審議結果および第2号議案(報告案件)を順に記した。

なお、初出を除いて発言者氏名は略した。

第I部

審議案件

1 第1号議案：平成25年度事業計画・予算案の件

まず、入口陽介広報編集委員会委員長より、例年通りホームページおよび広告ポスター、電子メールを通じて予定事業を公開し、協賛企業より年間120,000円の企業広告ホームページ掲載料を募っていく計画であることが報告された。

次に八巻悟郎胃X線精度管理研究委員会委員長より、本日の学術集会和、12月予定の第20回学術集会の計2回の学術集会を開催する計画が説明された。

そして加藤久人教育・研修委員会委員長より説明がなされた。胃X線検診読影講習会を4回開催する計画であること、明日と12月の計2回のレベルアップ講習会を開催する予定であること、胃がんX線検診技術部門B資格更新講習会を1回開催する計画であること、第2回消化管関連4団体学術集会に参加することが報告された。

次に佐藤清二X線検診精度管理・評価委員会副委員長より説明があった。9月1日に平成25年度胃がんX線検診技術部門B資格講習会および検定試験を行う予定であること、11月に平成25年度胃がんX線検診読影部門B資格講習会および検定試験を行う予定であること、来年2月に上位技術試験のありかた検討会を開催する計画であること、胃がんX線検診基準撮影法ビデオ制作事業を行うことが報告された。

そして杉野吉則支部運営委員会委員長より支部単位で平成25年度技術部門B講習会・技術部門A講習会を開く計画が説明された。

平成25年度事業計画案

委員会名称	事業内容	場所・会場
運営委員会	各下部組織委員会が所管する事業を調整・統括し円滑な法人運営を行う。	
財務委員会	経理業務を整備し、当法人の財政基盤の安定化をはかる。 財務委員会会議(年4回)	

委員会名称	事業内容	場所・会場
広報・編集 委員会	ホームページ・メール配信・ポスターなどを用いて精度向上に必要な知識と情報の普及をはかる。 ホームページに協賛広告を掲載する。	
胃X線 精度管理 研究委員会	学術集会を年2回開催し、胃X線専門医および専門技師の育成をはかる。 1) 第19回学術集会 25年4月20日 2) 第20回学術集会 25年12月頃	(静岡) (東京)
教育・研修 委員会	胃X線検査に関する講習会・研修会を開催する。 1) 胃X線検診読影講習会(年4回) 2) 基準撮影法とレベルアップ講習会 25年4月21日・25年12月頃 3) 胃がんX線検診技術部門B資格更新講習会 4) 第2回消化管関連4団体学術集会 25年9月21日	(全国4会場) (静岡・東京) (島根)
X線検診精度 管理・評価 委員会	技術部門および読影部門検定事業を行う。 1) 胃がんX線検診技術部門B資格検定試験 25年9月1日 2) 胃がんX線検診読影部門B資格検定試験 25年11月頃 3) 上位技術検定試験のあり方検討会 26年2月頃 4) 胃がんX線検診基準撮影法ビデオ制作事業 5) X線検診精度管理・評価委員会会議(月1回)	(全国7会場) (全国)
支部運営 委員会	技能検定試験官候補者らに対する講習会・研修会を支部単位で開催する。 (支部単位)技術部門B講習会・技術部門A講習会	(全国)

最後に財務委員会鶴田恭央理事より平成24年度事業予算案について説明がなされた。

続いて審議に入り、決が採られ、出席理事22票、議決権行使書31票の賛成により、本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

2 第2号議案：胃がんX線検診技術部門B資格検定制度規程の改訂案について

佐藤胃X線検診精度管理・評価委員会副委員長より説明があった。前回理事会にて技術部門と読影部門の規程を一つにした「胃がんX線検診資格審査規程」が承認されたことに伴い、胃がんX線検診技術部門B資格検定制度規程の中の文章を改訂したので、審議をお願いしたいと説明した。

続いて審議に入り、出席理事22票、議決権行使書31票の賛成により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

3 第3号議案：胃がんX線検診読影部門B資格検定制度規程の改訂案について

つづいて佐藤胃X線検診精度管理・評価委員会副委員長が説明した。昨年度は2月に読影部門B資格検定試験を行ったが、本年度は11月に同試験を行うのに伴い、実施委員会の設置時期を11月から4月に改訂する案を起案したので、審議をお願いしたいと発言した。

続いて審議に入り、出席理事22票、議決権行使書30票の賛成により本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

第II部

報告案件

事務局水谷理事が説明した。今村清子理事より「読影部門B資格検定試験」という名称について、医師に対しては「読影部門」が良いが、技師に対しては「読影補助部門」とすべきではないかとの提案があったと報告した。

それに対して、吉田諭史X線検診精度管理・評価委員会委員より、X線検診精度管理・評価委員会でその提案を審議し、運営委員会に諮るとの見解が示された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成25年4月

議	長	副理事長	馬場	保昌
議事録署名人	理事		剛崎	寛徳
		理事	岡田	義和

NPO精管構 予算案 (概算提示)

図1 H25年度 予算案	収入	支出	収支	
X線検診精度管理・評価委員会	18,500,000	16,479,000	2,021,000	
技術B検定に関する事業	9,300,000	8,930,000	370,000	
① 25年度 技術B検定試験 事業	9,300,000	5,190,000	4,110,000	10000×455人
② 25年度技術B検定 実施委員会×2回	0	630,000	-630,000	6月東京予定
③ 25年度技術B検定 筆記試験委員会会議	0	140,000	-140,000	6月東京予定
④ 25年度技術B検定 技能試験官候補者講習会	0	2,520,000	-2,520,000	全国7会場
⑤ 25年度技術B検定 合否判定会議		30,000	-30,000	東京
⑥ 25年度技術B検定 第3回実施委員会(結果報告)		420,000	-420,000	東京予定
読影B検定に関する事業	9,200,000	4,865,000	4,335,000	11月10日4会場
⑦ 25年度読影B検定試験 事業	9,200,000	3,830,000	5,370,000	10000×520人
⑧ 25年度読影B検定 実施委員会×2回	0	840,000	-840,000	東京予定
⑨ 25年度読影B検定 筆記試験委員会会議	0	165,000	-165,000	東京予定
⑩ 25年度読影B検定 合否判定会議	0	30,000	-30,000	東京予定
技術A検定に関する事業	0	2,030,000	-2,030,000	
⑪ 上位技術検定試験のあり方	0	1,610,000	-1,610,000	
⑫ 技術A検定検討会 実施会議×3回	0	420,000	-420,000	
⑬ 胃がんX線検診基本撮影法 ビデオ作成事業		154,000	-154,000	
⑭ 25年度 精度管理・評価委員会会議	0	500,000	-500,000	
教育研修委員会	1,190,110	1,169,500	20,610	
⑮ 読影+資格更新講習会 4回開催	1,010,110	802,250	207,860	60人予定
⑯ 19回レベルアップ講習会	180,000	199,250		
⑰ 消化管関連合同学術大会	0	168,000	-168,000	松江市
支部運営委員会	0	2,800,000	-2,800,000	
⑱ 7支部活動費	0	2,800,000	-2,800,000	7×20万×2回
広報・編集委員会	360,000	850,000	-490,000	
⑲ ホームページ運営事業	360,000	800,000	-440,000	
内容更新+サーバー代	0	800,000	-800,000	
広告協賛	360,000	0	360,000	3社*1万*12月
⑳ ポスター広報事業	0	50,000	-50,000	印刷費
胃X線精度管理研究委員会	4,600,000	4,600,000	0	
㉑ 学術集会 19回・20回	4,600,000	4,600,000	0	静岡・国がん
18回レベルアップ講習会含む				
財務委員会	0	50,000	-50,000	
㉒ 財務委員会会議		50,000	-50,000	4回開催
運営委員会	0	200,000	-200,000	
㉓ 運営委員会会議		200,000	-200,000	12回開催
本部事務局	19,579,439	2,570,000	17,009,439	
㉔ 会員組織事業	2,654,000	2,570,000	84,000	
理事会費	710,000		710,000	10000*71人
一般会員	1,594,000		1,594,000	2000*797人
会費(未収金予測)		600,000	-600,000	2000*300口累積
新入会員	350,000		350,000	5000*70人
人件費		1,500,000	-1,500,000	※2H→日勤へ
備品雑費		50,000	-50,000	
登録処理(行政書士)		300,000	-300,000	総理府登録等
会計処理料		120,000	-120,000	10000*12
㉕ 繰越金 (24年度) (3月暫定)	16,925,439		16,925,439	
X線検診精度管理・評価委員会	12,000,000		12,000,000	
教育研修委員会事業	1,552,680		1,552,680	
支部運営委員会	1,138,508		1,138,508	
胃X線精度管理研究委員会	781,671		781,671	
本部事務局	1,452,580		1,452,580	
総事業費 ①～25	44,229,549	28,718,500	15,511,049	

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度規程(平成 25 年 4 月改訂案)

(目的)

第 1 条

この規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構(以下、NPO 精管構)の胃がん X 線検診資格審査制度規程(以下、資格審査制度規程)胃がん X 線検診技術部門資格審査制度規程(以下、技術部門資格審査制度規程)に従い、同規程第 5 条に定める資格審査として胃がん線検診技術部門 B 資格検定制度(以下、技術 B 検定制度)を実施することで、消化器がん検診のうち主に胃がん X 線検診に関し、基本的な撮影技術と学識を有する診療放射線技師、診療エックス線技師あるいは医師に資格を授与し、検診精度の安定と向上、ひいては国民の健康に寄与することを目的とする。

(技術 B 検定制度)

第 2 条

1. NPO 精管構は、資格審査制度規程技術部門資格審査制度規程および本規程および「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度の基準(以下、技術 B 検定制度基準)」に従って実施する資格審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度合格証明証(以下、技術 B 検定制度合格証明証)」を発行する。
2. 前項の「技術 B 検定制度合格証明証」は、NPO 精管構が他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診を担当する基本的な技術を備えるとともに、胃がん検診に関する基本的な学識を有することを証明するものである。
3. NPO 精管構は、資格審査制度規程技術部門資格審査制度規程および本規程および「技術 B 検定制度基準」に従って実施する資格審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度証明証(以下、技術 B 検定制度資格証明証)」を授与する。
4. 前項の「技術 B 検定制度資格証明証」は、胃がん X 線検診を担当する基本的な技術を備えるとともに、胃がん検診に関する基本的な学識を有することを NPO 精管構が公認するものである。

(技術部門 B 資格検定制度試験実施委員会)

第 3 条

1. 公正かつ円滑な技術 B 検定制度の実施を目的として、X 線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表、または支部医師代表と技師代表が推薦する基準撮影法指導講師または基準撮影法指導員からなる技術部門 B 資格検定制度実施委員会(以下、技術 B 検定制度実施委員会)を、毎年 1 月に設置する。
2. 技術 B 検定制度実施委員会の委員長は、X 線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X 線検診精度管理・評価委員会の委員長が任命する。
3. 技術 B 検定制度実施委員会は、資格審査制度規程技術部門資格審査制度規程と本規程に従って技術 B 検定制度を実施する。

4. **技術 B 検定**実施委員会は、B 検定資格を取得し登録された者が NPO 精管構のホームページに公表された時点で解散する。

(実施と公示)

第 4 条

1. 技術 B 検定は毎年 1 回以上実施するものとする。
2. 技術 B 検定の期日および必要な事項は、毎年度 NPO 精管構のホームページに公示する。

(受験資格)

第 5 条

技術 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 受験を申請する時点で日本国の診療放射線技師ないしは診療エックス線技師ないしは医師免許証を有していること。
- (2) 検定の手続き(第 6 条の申請書類、第 7 条の手続きをいう)を満たしていること。

(申請書類)

第 6 条

1. 技術 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書類一式を所定の封筒を用いて所定の期日までに NPO 精管構 7 支部事務局に提出するものとする。
 - (1) 技術 B 検定受験申請書
 - (2) 胃 X 線検査実施状況調査票
 - (3) 受験票
 - (4) 診療放射線技師免許証の写ないしは診療エックス線技師免許証の写ないしは医師免許証の写
 - (5) 資格審査料および受講料の振替払込請求書兼受領証の写
 - (6) 受験票用返信用封筒
2. 技術 B 検定を受けようとする者は、X 線フィルム借用ならびに提出申請書、および胃 X 線フィルム提出許可書を X 線フィルムに添付して、検定試験当日、所定の場所に提出するものとする。
3. 前項ならびに前々項の申請書類が提出されていない場合には、技術 B 検定の受験を認めない。

(手続き)

第 7 条

1. 技術 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局に申請書類を請求する。
2. 申請書類の請求期間は、原則として毎年度 2 月第 2 月曜日から 4 週間とする。
3. 技術 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正 1 通(NPO 精管構本部事務局保管)に NPO 精管構本部事務局宛の資格審査料と胃がん X 線検診技術部門 B 資格講習会受講料の振替払込請求書兼受領証の写を添付し、~~それらの写 1 通(各支~~

~~部事務局保管)~~とともに勤務先の住所を管轄する支部事務局に提出する。

4. 申請書類の支部事務局受付期間は、毎年度3月第2月曜日から3週間とする。
5. いったん納入された資格審査料と受講料は返還しない。
6. 支部技師代表と支部医師代表は申請書類一式の記載事項を点検した後に、NPO 精管構本部事務局に**受験者リストと受験票**を送付する。

(資格審査要件)

第8条

1. 技術B 検定の資格審査の要件は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 申請書類一式
 - (2) 胃がん X 線検診技術部門 B 資格講習会の受講実績
 - (3) 筆記試験
 - (4) 技能検定
2. 筆記試験はマークシート方式とし、その出題範囲は、胃がん検診における X 線検査・撮影法のほか撮影機器、X 線被曝、胃がん検診に関する統計・集計、癌を中心とした胃疾患の撮影と読影に関連する基本的な臨床・病理学的事項等が含まれる。
3. 技能検定は、**技術B 検定の技能検定要項に従い**、技術B 検定を受けようとする本人が撮影した上部消化管 X 線 ~~写真画像~~の ~~画質画像~~評価をもって行う。

(合否判定)

第9条

1. **技術B 検定**実施委員会は前条第1項第2号から第4号の実施結果を技術部門検定委員会に報告する。
2. **技術部門検定委員会**は**技術部門合否判定小委員会**とともに**技術B 検定の合否**を判定し、**X 線検診精度管理・評価委員会と運営委員会**に報告する。

(証明書と登録)

第10条

1. 技術部門検定委員会は技術B 検定の~~合否~~**実施**結果を、理事長、X 線検診精度管理・評価委員長および申請者の所属する支部技師代表と支部医師代表に通知する。
2. NPO 精管構本部事務局は、技術B 検定の合否を申請者に通知する。
3. 技術B 検定に合格した者は、当 NPO 法人以外の学術団体や組織に対して技術B 検定に合格したことを証明する「**技術B 検定合格証明証**」、ないしは当法人が独自に技術B 検定に合格したことを証明する「**技術B 検定資格証明証**」、もしくはその両方の発行を申請することができる。
4. 「**技術B 検定合格証明証**」の発行を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、発行料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。

5. 「技術 B 検定資格証明証」の発行を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、発行料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。
6. NPO 精管構本部事務局は、「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行する。
7. NPO 精管構本部事務局は、「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」もしくはその両方を発行した者の全てを、技術 B 検定の資格を取得した者として NPO 精管構に登録する。

(技術 B 検定資格の更新)

第 11 条

1. 技術 B 検定の資格更新は 5 年毎とする。
2. 更新には、~~技術 B 検定の資格を取得していることの証明証~~「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」を要する。
3. 更新には定められた講習会の受講と技能検定を要する。
4. 更新の可否決定は、技術部門検定委員会が行う。

(更新の保留)

第 12 条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類(胃がん X 線検診技術部門 B 資格更新保留申請書)を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。
2. 保留期間は 1 年ないし 2 年の年度単位とし、最長でも 2 年間を限度とする。
3. 保留期間中は、技術 B 検定資格取得者と呼称することはできない。
4. 保留期間終了後の更新年度から 5 年間を再登録期間とする。

(附則)

1. この規程は平成 23 年 2 月 16 日から施行する。
2. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認を要す。

平成 23 年 2 月 16 日 施行

平成 24 年 1 月 14 日 改訂

平成 25 年 4 月 20 日 改訂

NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度規程 (平成 25 年 4 月改訂案)

(目的)

第 1 条

この規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 (以下、NPO 精管構) の胃がん X 線検診資格審査制度規程 (以下、資格審査制度規程) に従い、同規程第 2 条に定める資格審査として胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度 (以下、読影 B 検定) を実施することで、消化器がん検診のうち主に胃がん X 線検診において、読影または読影の補助に関する知識と学識を有する医師あるいは診療放射線技師、診療エックス線技師の基本的な資質を検定することを目的とする。

(読影 B 検定)

第 2 条

1. NPO 精管構は、資格審査制度規程および本規程および「胃がん X 線検診読影部門 B 資格基準 (以下、読影 B 資格基準)」に従って読影 B 検定を実施し、これに合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度合格証明書 (以下、読影 B 検定制度合格証明書)」および「胃がん X 線検診読影部門 B 資格検定制度資格証明書 (以下、読影 B 検定制度資格証明書)」を発行する。

2. 前項の「読影 B 検定制度合格証明書」は、NPO 精管構が他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診において基本的な読影ならびに読影の補助に関する知識と学識を有することを証明するものである。

3. 前々項の「読影 B 検定制度資格証明書」は、胃がん X 線検診において基本的な読影ならびに読影の補助に関する知識と学識を有することを NPO 精管構が独自に公認するものである。

(読影部門 B 資格検定制度実施委員会)

第 3 条

1. 公正かつ円滑な読影 B 検定制度の実施を目的として、X 線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表、または支部医師代表と支部技師代表が推薦する基準撮影法指導講師または基準撮影法指導員からなる読影部門 B 資格検定制度実施委員会 (以下、読影 B 検定制度実施委員会) を、毎年 11 月→4 月に設置する。

2. 読影 B 検定制度実施委員会の委員長は、X 線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X 線検診精度管理・評価委員会委員長が任命する。

3. 読影 B 検定制度実施委員会は、資格審査制度規程と本規程に従って読影 B 検定制度を実施する。

4. 読影 B 検定制度実施委員会は、B 検定制度資格を取得し登録された者が NPO 精管構のホームページに公表された時点で解散する。

(実施と公示)

第 4 条

1. 読影 B 検定制度は毎年 1 回以上実施するものとする。

2. 読影 B 検定の期日および必要な事項は、毎年度 NPO 精管構のホームページに公示する。

(受験資格)

第 5 条

読影 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 受験を申請する時点で日本国の医師免許証ないしは診療放射線技師免許証ないしは診療エックス線技師免許証を有していること。
- (2) 検定の手続き(第 6 条の申請書類, 第 7 条の手続きをいう)を満たしていること。

(申請書類)

第 6 条

1. 技術 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書類一式を所定の封筒を用いて所定の期日までに NPO 精管構本部事務局に提出するものとする。

- (1) 読影 B 検定受験申請書
 - (2) 胃 X 線検査読影状況調査票
 - (3) 受験票
 - (4) 医師免許証の写ないしは診療放射線技師免許証の写ないしは診療エックス線技師免許証の写
 - (5) 資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写
 - (6) 受験票用返信用封筒
2. 前項の申請書類一式が提出されていない場合には、技術 B 検定の受験を認めない。

(手続き)

第 7 条

1. 読影 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構のホームページ上で受験申請書類を請求する。
2. 申請書類の請求期間は、原則として毎年度 7 月第 2 月曜日から 4 週間とする。
3. 読影 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正 1 通に資格審査料および資格審査に関する費用の振替払込請求書兼受領証の写を添付し、NPO 精管構本部事務局に郵送する。
4. 申請書類の受付期間は、毎年度 8 月第 2 月曜日から 3 週間とする。
5. いったん納入された資格審査料と資格審査に関する費用は返還しない。
6. NPO 精管構本部事務局は申請書類一式の記載事項を点検した後に、読影 B 検定を受けようとする者に対し個別に受験票を郵送するとともに、読影 B 検定の開催地のある支部事務局に対し、読影 B 検定を受けようとする者の読影 B 検定受験申請書を一括して郵送する。

(資格審査要件)

第 8 条

1. 読影 B 検定の資格審査の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請書類一式
- (2) 胃がん X 線検診読影部門 B 資格講習の受講実績

(3) 筆記試験

2. 筆記試験はマークシート形式とし、印刷された X 線写真ないしは画像を見て回答する画像問題と、文章のみからなる問題文を見て回答する文章問題とする。その出題範囲は、胃がん検診における X 線検査・撮影法・読影法のほか、胃を中心とした解剖や X 線所見用語、胃がん検診に関する統計・集計、癌を中心とした胃疾患の撮影と読影に関連する基本的な臨床・病理学的事項等が含まれる。

(合否判定)

第 9 条

1. 読影 B 検定実施委員会は前条第 3 号の実施結果を読影部門検定委員会に報告する。
2. 読影部門検定委員会は読影部門合否判定小委員会とともに技術 B 検定の合否を判定し、X 線検診精度管理・評価委員会と運営委員会に報告する。

(証明書と登録)

第 10 条

1. 読影部門検定委員会は読影 B 検定の合否結果を、理事長および申請者の住居ないしは勤務地のある支部医師代表と支部技師代表に通知する。
2. NPO 精管構本部事務局は、読影 B 検定の合否を読影 B 検定を受けた者に通知する。
3. 読影 B 検定に合格した者は、当 NPO 法人以外の学術団体や組織に対して技術 B 検定に合格したことを証明する「読影 B 検定合格証明証」ないしは当法人が独自に読影 B 検定に合格したことを証明する「読影 B 検定資格証明証」、もしくはその両方の発行を申請することができる。
4. 「読影 B 検定合格証明証」ないしは「読影 B 検定資格証明証」の発行と読影部門 B 資格の登録を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、証明証発行および資格登録料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。
5. NPO 精管構本部事務局は、「読影 B 検定合格証明証」ないしは「読影 B 検定資格証明証」もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行し、読影 B 検定の資格を取得した者として NPO 精管構に登録する。

(読影 B 検定資格の更新)

第 11 条

1. 読影 B 検定の資格更新は 5 年毎とする。
2. 更新には、読影 B 検定の資格を取得していることを NPO 精管構が証明する読影 B 検定合格証明証ないしは読影 B 検定資格証明証を要する。
3. 更新には、当法人が指定する講習ないしは講習会の受講と検定試験の受験を要する。
4. 更新の合否決定は、読影部門検定委員会が行う。

(更新の保留)

第 12 条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類(胃がん X 線検診技術部門 B 資格更新保留申請書)を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。

2. 保留期間は1年ないし2年の年度単位とし、最長でも2年間を限度とする。
3. 保留期間中は、読影B検定資格取得者と呼称することはできない。
4. 保留期間終了後の更新年度から5年間を再登録期間とする。

(附則)

1. この規程は平成24年11月18日から施行する。
2. この規程の改廃は、運営委員会の審議により2分の1以上の同意を得て、理事会の承認を要す。
3. 平成24年度読影B検定では第7条(手続き)における申請書類の請求期間と受付期間を別途定め、当法人のホームページ上に告示する。

平成24年 11月 18日 施行
平成25年 4月 20日 改訂